

宗教家・佐藤範雄（1856～1942年）の 「社会教育」思想と実践

—日露戦後の内務省社会教育政策との関わりを中心に—

京都府立大学大学院生 松 岡 悠 和

はじめに

本稿は、戦前の宗教家・佐藤範雄が日露戦後の社会教育政策に対してとった態度を検討することを目的とする。佐藤は、宗教家は社会教育家であるべきだと論じ、布教の枠組みを超えて感化救済・社会事業に取り組んだ。その思想と実践は、内務省の社会教育政策と軌を一にするものだったと考えられる。国家権力と宗教が相互に「期待」あるいは「協力」し合う関係を構想し、それを根拠に実際の活動も進めていったのではないか。この検討は、成立期の社会教育政策が国民の間にいかに受容されたかを解明する上で重要になる。

1856年に広島県深安郡（現在の福山市）に生まれた佐藤は、20歳で金光教に入信し、24歳でそれまでの大工をやめて金光教の教導に専業従事するようになった。金光教とは、岡山県の金光大神（赤沢文治）によって幕末期に開かれた民衆宗教である。教祖から直接に信仰を受けられた「直信（じきしん）」の一人として金光教幹部を務め、教団独立、社会活動、宗教制度調査会委員等、晩年まで対外的・社会的な働きを続けた（享年87歳）¹。

佐藤は、1907年から1917年にかけて金光教の「教監」という地位につく。これは、教団の対外的代表者の役職と考えられ、政府との交渉や金光教の社会活動の前面に立った。佐藤が精力的に社会活動に従事したこの約10年間は、感化救済事業をはじめとする政府の社会教育政策の成立と時機を同じくした。

1. 社会教育成立過程の教育と宗教

社会教育行政の体制的出発は、日露戦後経営に源を発すると理解される²。日露戦後経営とは「帝国主義諸列強に対峙しうる日本帝国にふさわしい財政的・経済的・社会的基盤を全国の町村に創出」するためになされた一連の施策のことである。町村の合理的・自立的経営及び天皇制理念に基づく国民統合を国家的目標に掲げて、内務省を中心に地方改良運動、感化救済事業を進め、国富増強、国民掌握、社会問題の解決を図った³。しかし社会教育行政の本格的組織化は第一次世界大戦後まで待たれ、日露戦後にはまだ社会教育の行政領域も概念も曖昧で多義的だった。学校外における教育と宗教の関係をいかに規定するかという問題

は、社会教育の成立と密接に関わっていた。

1899年の文部省訓令第12号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」は、学校教育における宗教教育禁止を定めた。教育と宗教の関係には一応の結論が得られていたが、日露戦後の国家神道体制確立につれ、國家・教育・宗教の関係が問い合わせられることとなった。政府は、神社を「非宗教」と位置づけて地方自治と結びつけ、国民道徳に敬神崇祖・皇室崇拜を組み込んだ。学校教育では天皇制教育理念に巧妙に宗教的因素が織り交ぜられていった一方、社会教育では、より大胆な宗教活動が行われた。社会教育は当初、社会事業と未分化な領域であったが、内務官僚はこれらを推進するにあたり宗教家の力に大きな「期待」を寄せた。その主眼は、宗教家の人格的感化力をもって、国家思想の啓発並びに国民道徳の涵養を進めることにあった。感化救済事業においても、帝国主義・資本主義がもたらした社会問題を、財政支援を施すことなく教育的・精神的手段で対処するために、宗教家を利用するところが政策意図に含まれていた⁴。

2. 佐藤範雄の政策順応性

先行研究は、佐藤の社会的諸活動の特徴を次のように指摘する。第一に、活動分野が多岐にわたることである。私立金光中学校長、日本赤十字社幻灯説明委員を務めた他、講演・図書出版による国民道徳の普及活動、戦時講演や戊申詔書趣旨普及に取り組んだ。また被差別部落や遊郭での講演活動や支援に従事した⁵。第二には、政府と密接な関係をもち、様々な政策に際して協力的姿勢を見せた⁶。

第三には信仰内容、教義を国家理念と同一化していく。宗教的信条を国民道徳論・国体論と癒着させていく、「信忠孝一本」という教義を金光教に定着させた。佐藤の対外的活動については、このように高度な政策順応性が指摘される。独立間もない教団の立場を守るために、教団内部での信仰とは異なる公式的態度をもって国家に迎合したとする「二重構造」論が示されている⁷。

本稿では、佐藤の政策順応性は政策課題の共感によるのではないかと考える。このことは、内務省社会教育政策において宗教利用論が具体化されたことを意味する。以下では、内務省社会教育政策に呼応して、佐藤がどのように社会教育思想と実践を展開したか見ていく。

3. 内務省社会教育政策との関わり

(1) 感化救済事業講習会

内務省は、日露戦後経営の中心政策として地方改良運動とともに感化救済事業を進めた。「良民育成」を目的に宗教的・教育的因素が強調され、社会教育の源流となる。佐藤は、1908年の内務省主催第一回感化救済事業講習会及び翌年の第二回講習会で講演した⁸。宗教

と警察を社会教育の担い手と位置づけ、両者は「社会の指導教化と申す点に於て、社会教育の一部を司る」と論じた。ここで宗教とは、「我國体によく調和して信仰によりて人に安心を与へ、人を善良に感化し、憐れむべき者を眞實に救済し得る教義を有するもの」であり、警察の目的すなわち「公共の安寧秩序を維持し以て社会の幸福を増進」することと重なる。

感化法改正により公的事業が整備される一方、それらを補完するために「法規によらず、建造物教師職員等の特別な設備をなさずして、感化若しくは救済すべきものに対して効果ありと認むる方法を講し、以て社会風教の実を挙げ」ることが必要であり、それを制度的感化救済に対して「便宜感化救済」と呼ぶ。その対象は、「不良少年」「免囚人及び仮出獄者」「女囚携帯の乳児」「刑の執行猶予中の者」「起訴猶予に関する事項の者」「特殊部落」等であり、「宗教の温い徳と、警察の威厳ある力との協力作用」によって「犯罪者を減少し、社会を改善する」ことを目指すと述べる。

「感化を施さんとする者の人格の徳と熱誠なる同情とによりて、その人格の薰化影響を与へて始めて実効を見る」のであるから、人心を指導する「社会教育家」は、自らの人格が高潔でなければならない。財政的支援を回避しながら社会問題に対処する点は、内務省の感化救済政策を忠実に反映しており、人格による感化という極めて精神的な方法を提起した。

(2) 部落改善政策

佐藤は1908年頃から部落改善活動を始める。被差別部落民に対し講演を行い、人格的・精神的感化を求める形をとった。1928年の広島県双三郡幹部講習会講演「社会改善の経験に就て」でそれまでの活動を振り返っている⁹。岡山県、広島県、愛媛県で行った講演の内容は「良心開発主義」に則ったという。五箇条の御誓文、解放令を挙げて明治天皇の功徳を説き、天皇制理念下における国民統合を目指した。部落改善の視点は、感化救済と同じく精神面に向けられ、「社会改善に本末あり、精神の改善は本なり、物質の改善は末なり」と述べる。

また一般民衆の無理解を批判し、後の融和政策に近い視点を見せた。被差別部落民より一般民衆の改善が困難だと理解し、「一般民衆が理解せず覚醒せざれば等しく陛下の御民にして、我同胞将に鬱ぐの恐れあり」と苦慮を示した。ただ差別原因を一般民衆側に追及しながら、水平社をはじめとする自主的解放運動には批判的態度をとった点で、部落改善政策の範囲内に留まったといえる。「成るべく一般に同情を得るようにせぬと不可ない、過激に失すると善くない」として、例えば三好伊平次等にも慎みをもつよう苦言を呈したという¹⁰。

佐藤の部落改善活動は、内務省の部落改善政策の中に積極的に位置づけられた。1912年の内務省細民部落改善協議会の席上で、岡山県警部の岩田長次郎は、「岡山県でも、官公吏を初め教員、宗教家、殊に金光中学校の佐藤範雄君が私費を擲つて公会堂に演説をして呉れます」と述べている。これは岩田が、アリス・ペティ・アダムスの博愛社を、「大して發展

もして居りませんぬ」「外国人の經營であり、又一つには宗教上の関係があつて多数はやつて参りませぬ」と消極的に紹介するのと対称的である¹¹。1919年の第二回協議会には、佐藤が県の嘱託を受けて出席している。同協議会に出席した宗教家は、全国で他に本願寺派3人、大谷派3人、曹洞宗1人だった。議事の委細は明らかでないが、真宗二派が歴史的に部落問題と不可分であり、同協議会でも被差別部落との関わり方に疑義を示されたことを踏まえれば¹²、当局者は佐藤を、国家政策を忠実に展開する数少ない宗教家と認識した可能性が高い。

(3) 三教会同

感化救済事業講習会を契機に、内務省は社会教育への宗教利用論を具体化させていった。床次竹二郎は仏教、教派神道¹³、キリスト教の代表者を集めて、社会教育を通じた国民道德振興に動員する政策を構想した。1912年に三教会同という集会が開かれ、宗教家による決議文では「皇運を扶翼」することが宗教家の使命とされた。三教会同において佐藤は、教派神道側参加者13人の代表として決議文作成に関わった。

佐藤の主張は、三教会同を提唱した床次及び姉崎正治の意向と合致した。「学校卒業後の精神教育は、宗教家が主になつて、教育家の助を得て」行わなければならず、「兵営、監獄、鉄道、郵便、会社、工場其他こう云ふ団体へ入り込んで、所謂社会教育に努むることは、どうしても宗教家の余力に依らねば出来ない」と考えた。また自らの金光教について「皇運の扶翼国民道德の振興は、教義の中心生命と一致して居ります」「我金光教は信忠孝一本の教で、最も我国民道德に適ふ」と主張した¹⁴。

佐藤の社会教育は、社会事業や精神的感化救済に留まらず、国民道德普及にまで及んだ。その対象は、被差別部落民、下層階級・労働者階級から社会一般にまで広げられた。金光教の教義の内に国体論を確立し、天皇制理念の浸透という社会教育の政策課題を同じくしたと考えられる。

おわりに

佐藤範雄は、日露戦後の内務省社会教育政策と軌を一にする社会教育を展開した。単に宗教利用論としての政府の「期待」に答えたというよりむしろ、政策課題に共感しつつ内務省の政策遂行を補完する働きを見せたことが特徴として見てとれる。これは同時期に「通俗教育」の名前で進められた文部省による社会教育政策に対しても同様であったと考えられる。國家権力と宗教が相互に「期待」し合うに留まらず、双方が主体として「協力」し合う関係を構想し、実際の活動も進めたのではなかろうか。その基盤としては、佐藤の宗教的信条が国体論及び政府の国民支配様式と高い親和性をもつたことも重要である。

日露戦後経営期における社会教育政策は、佐藤のような国家と民衆の中間的立場を動員して展開されたと理解される。床次竹二郎をはじめとする政府内部との交流に基づく面も少な

くない。政府との人脈に焦点を合わせて佐藤の社会教育を調査することにより、社会教育政策の形成過程の解明にも寄与すると考えられる。

謝辞

本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金令和2年度若手研究助成による研究成果の一部である。本稿執筆に関しては、金光教芸備教会、金光教教学研究所、金光図書館の方々に大変お世話になりました。ここに深く御礼申し上げます。

注

- 1 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上・下、「信仰回顧六十五年」刊行会、1971年
- 2 姉崎洋一「社会教育行政の歴史的性格と構造」小川利夫編『社会教育の法と行政』亜紀書房、1987年
- 3 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年
- 4 松岡悠和「社会教育行政形成過程における内務省宗教家招待会『三教会同』(1912年)の意味』『福祉社会研究』第21号、京都府立大学福祉社会研究会、2021年
- 5 坂本忠次「戊申詔書下の金光教団」「金光教学」第26号、1986年
- 6 渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動」「金光教学」第27号、1987年
- 7 小澤浩『民衆宗教と国家神道』山川出版社、2004年、76-79頁
- 8 佐藤範雄「宗教と警察とに依る便宜感化救済」「宗教家と救済事業」内務省地方局、1911年
- 9 佐藤範雄「社会改善の経験に就て」1928年9月3日（金光教芸備教会神徳書院資料）
- 10 「佐藤金光部長と奔泉社長」「明治之光」第6巻3月号、明治之光社、1917年、3頁
- 11 「細民部落改善協議会速記録」1912年（『近代部落史資料集成 第4巻』三一書房、1987年）
- 12 ただし、真宗への批判は宗教活用論の「期待」の裏返しであったともいえる。佐々木政文「大正期融和政策における宗教活用論の成立」『日本歴史』第832号、2017年、66頁
- 13 教派神道とは、明治期に神社神道から独立し、公認を得た神道系の宗教教団のことである。金光教の他に、神道本局、実行教、天理教等がある。日露戦後の神社非宗教論以降、「宗教」という語は仏教・教派神道・キリスト教を指すようになり、当時この文脈で単に「神道」と呼ぶ時は教派神道を指した。
- 14 佐藤範雄述・高橋正雄編『三教会同と将来の宗教』安部喜三郎発行、1912年

編集後記

関西教育学会年報（通巻45号）をお届けします。

今回の第72回大会は、2020年11月16日(月)～22日(日)に、神戸親和女子大学にてリモートで開催されました。その学会ホームページでの発表をもとに、自由研究33編、リモートでの公開シンポジウム4編、合わせて37編の論文を掲載させていただきました。ご協力くださった皆様に篤く感謝申し上げます。

関西教育学会年報 通巻第45号
(非売品)

2021年8月31日

編集発行者 関西教育学会
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院教育学研究科内
Tel (075) 753-3030
Fax (075) 753-3030
E-mail: kansai-educ@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
印刷所 株式会社ティ・プラス
Tel (075) 462-7889